別紙様式第7号(1)(第202条第3項第2号関係)

(日本産業規格A4)

業　務　報　告　書

第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

信用農業協同組合連合会名
所在地

年　月　日

殿

信用農業協同組合連合会名
代表理事理事長　　氏名
所在地

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　事業概況書
1　連合会の事業活動の概況に関する事項
(1)　事業の概況
(2)　事業成績の推移
(3)　事業の経過
(4)　その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項
2　連合会の運営組織の状況に関する事項
(1)　総会(又は総代会)の開催状況
(2)　会員の状況
(3)　役員の状況
(4)　職員の状況
(5)　組織の構成
(6)　事務所の設置状況
(7)　子会社等の状況
(8)　その他連合会の運営組織の状況に関する重要な事項
第2　貸借対照表
第3　損益計算書
第4　キャッシュ・フロー計算書
第5　注記表
第6　附属明細書
1　計算書類に関する事項

(1)　会員資本
(2)　固定資産
(3)　外部出資
(4)　引当金等
(5)　子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務
(6)　人件費及び物件費
(7)　その他の重要な事項

2　事業概況書に関する事項
(1)　役員に対する報酬等
(2)　役員等の兼職等
(3)　役員との取引
(4)　その他の重要な事項

第7　剰余金処分計算書
第8　損失金処理計算書
第9　事業資産等の明細
第10　単体自己資本比率の状況
第11　大口信用供与の状況
第12　自己資本の基準の状況
第13　員外利用の状況
1　貯金等
2　貸出金
第14　監査報告

(記載上の注意)
1　業務報告書中計算書類に係る金額は、本支所勘定決済終了後の数字を記載すること。
2　業務報告書の各様式(「第7　剰余金処分計算書」及び「第8　損失金処理計算書」を除く。)に記載する金額単位は百万円とし、端数は切り捨てること。ただし、農業協同組合連合会(以下この様式において「連合会」という。)の経営の状況に応じ千円単位とし、端数は切り捨てることを妨げない。
3　業務報告書に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること
4　連合会の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第1　事業概況書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）　事業概況書

(記載上の注意)
1　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
2　各様式中の数値は、該当しない欄は「―」と、端数処理により正数を記載しな

い欄は「0」と記載すること。

3　各様式中、「当期増加額(又は当期増加)」及び「当期減少額(又は当期減少)」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

1　連合会の事業活動の概況に関する事項

(1)　事業の概況

(記載上の注意)

次に掲げる事項につき、簡潔にまとめて記載すること。

(1)　農林水産業情勢及び金融経済環境その他の連合会を取り巻く環境

(2)　連合会の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果

(3)　当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容

(4)　連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

(2)　事業成績の推移　　(単位：百万円)

項目	年度	年度	年度	年度(当期)
経常収益				
業務純益				
経常利益				
当期剰余金				
総資産				
純資産				
単体自己資本比率				
貯金				
預け金				
貸出金				
有価証券				
国債				
その他				
内国為替取扱高				
外国為替取扱高				

(記載上の注意)

1　「業務純益」欄は、以下の計算式に基づき記載すること。なお、平成19年度以降については算出項目の一部が改正されている旨を注記すること。

業務純益＝事業収益(損益計算書の「資金運用収益」＋「役務取引等収益」＋「その他事業収益」)－｛事業費用(損益計算書の「資金調達費用」＋「役務取引等費用」＋「その他事業費用」＋「経費」)－金銭の信託運用見合費用(※1)｝－一般貸倒引当金純繰入額(※2)

(※1)　金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託勘定平均残高×調達利回り

(※2)　一般貸倒引当金純繰入額は、引当金等の算出基礎の一般貸倒引当金純繰入額について記載すること。ただし、戻入超過の場合は0となることに留意すること。

2　「単体自己資本比率」欄は、農業協同組合法(以下業務報告書において「法」という。)第11条の2第1項第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率を記載すること。

3　当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

4　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

5　必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3)　事業の経過

年　月　日	処　　理　　事　　項

(記載上の注意)

1　当期における重要事項について、時の経過に従いその概要を記載すること。

2　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。

(1)　総会(又は総代会)、経営管理委員会、理事会、監事会

(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査

(3)　その他重要行事

(4)　その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

2　連合会の運営組織の状況に関する事項

(1)　総会(又は総代会)の開催状況

イ　通常総会(又は通常総代会)　　年　　月　　日開催

総会日現在正会員数(又は総代会日現在総代定数)		会員	左の議決権数　票
出席正会員数(又は出席総代数)	実際に出席した正会員数(又は実際に出席した総代数)		
	代　　理　　人		
	書　　面		
	計		
出席准会員数			
重要な議事及び決議事項			

ロ　臨時総会(又は臨時総代会)　　年　　月　　日開催

総会日現在正会員数(又は総代会日現在総代定数)		会員	左の議決権数 票
出席正会員数(又は出席総代数)	実際に出席した正会員数(又は実際に出席した総代数)		
	代理人		
	書面		
	計		
出席准会員数			
重要な議事及び決議事項			

(2) 会員の状況

イ 会員数 (単位：会員数)

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退					当期末
				持分全部の譲渡	解散	除名	その他	計	
正会員	信用事業を行う農業協同組合		( )		( )				
	上記以外の農業協同組合		( )		( )				
	都道府県農業協同組合連合会		( )		( )				
	上記以外の農業協同組合連合会		( )		( )				
	計		( )		( )				
准会員	農業協同組合法第12条第2項第2号法人		( )		( )				
	農業協同組合法第12条第2項第3号法人		( )		( )				
	計		( )		( )				
合計			( )		( )				

(注) ( )内は、会員間の合併による加入、脱退で内数である。

(記載上の注意)

「都道府県農業協同組合連合会」欄は、都道府県の区域以内を地区とする農業協同組合連合会について記載すること。以下同じ。

ロ 出資口数 (単位:口)

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末

正会員	信用事業を行う農業協同組合	( )	( )	( )	( )
	上記以外の農業協同組合	( )	( )	( )	( )
	都道府県農業協同組合連合会	( )	( )	( )	( )
	上記以外の農業協同組合連合会	( )	( )	( )	( )
	計	( )	( )	( )	( )
准会員	農業協同組合法第12条第2項第2号法人	( )	( )	( )	( )
	農業協同組合法第12条第2項第3号法人	( )	( )	( )	( )
	計	( )	( )	( )	( )
処分未済持分		( )	( )	( )	( )
合計		( )	( )	( )	( )

摘要：1 ( )内は、後配出資であり内数である。
2 出資1口金額 円
3 当期末払込済出資総額 円
4 1正会員当たり出資金額 円
5 1会員の持口最高限度 口
6 後配出資の概要
(1) 目的
(2) 劣後する内容、条件等

(記載上の注意)
1 複数の後配出資がある場合には、その種類ごとに概要を記載し、後配出資の受入れがない連合会にあっては、後配出資に関する事項を削除すること。
2 優先出資の受入れがある連合会にあっては、普通出資とは別に記入枠を設けて記載すること。この場合、優先出資1口の金額、優先出資の総口数の最高限度及び発行済優先出資の総口数を摘要欄を設けて記載すること。

(3) 役員の状況

イ 役員数 (単位:人)

区分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
経営管理委員 (うち常勤)	( )	( )	( )	( )	

理　　事 （うち常勤）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
監　　事 （うち常勤）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
合　　計					

ロ　当期末現在の役員

区　　分			氏　　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
経営管理委員会会長						
経営管理委員会副会長						
経営管理委員 ・						
理　事　長						
専務理事 ・						
常務理事 ・						
理　　事 ・						
監　　事 ・						

（記載上の注意）

1　「役職名」欄は、該当するものがない場合は当該欄を除いて記載すること。

2　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。

(1)　法第30条第14項の員外監事、同条第15項の常勤監事である場合にはその旨

(2)　職員と兼務している役員はその旨及び職員としての職制上の地位

(3)　各理事が担当している部門

(4)　重要な兼職の状況（第6附属明細書2(2)「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）

(5)　次のいずれにも該当する者が経営管理委員である場合にはその旨

イ　会員の組合員（准組合員を除き、会員の組合員で准組合員でないものを含む。ロにおいて同じ。）でない個人

ロ　会員の組合員たる法人の役員でない者

(6)　その他の特記事項

3　期末現在においてなお役員の権利義務を有する者についても記載し、その旨を

「摘要」欄に記載すること。

4　期中に退任(解任を含む。)があった役員についても表の末尾に記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

5　第139条第3号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。

(4)　職員の状況　　(単位：人)

区　　分	前　期　末	当 期 増 加	当 期 減 少	当　期　末
参　　事				
一　般　職　員				
合　　計				
うち常勤嘱託				
平　均　年　齢	歳　月			歳　月
平 均 勤 続 年 数	年　月			年　月
平 均 年 間 給 与	千円			千円

(記載上の注意)

1　職員は、職員兼役員、出向者、休職者及び常勤嘱託(正職員に準ずる身分(労働条件)で、概ね1年以上継続して雇用している者)を含み、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を除いた在籍者について記載すること。

2　出向者がいる場合には、その人数を内数で括弧書きすること。

3　当期末退職者数は、「当期減少」欄に含めて記載すること。

4　「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均年間給与」欄は、常勤嘱託を除いた値を記載すること。

5　「平均年間給与」欄は、賞与等を含めて記載すること。

(5)　組織の構成

(記載上の注意)

連合会の機構等を分かり易く示すこと。

(6)　事務所の設置状況

イ　事務所の状況

名　　称	所　在　地	職　員　数	摘　　要

(記載上の注意)

1　当該連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者(法第92条の3第2項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所を除いて記載すること。

2　当期中に異動があった事務所がある場合は、その旨を「摘要」欄に記載すること。

ロ　特定信用事業代理業者等の状況

①　特定信用事業代理業者の一覧

商号、名称又は氏名	主たる営業所又は事務所の所在地	特定信用事業代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当事業年度末時点における当該連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者を記載すること。

②　当事業年度の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の開設･廃止状況

特定信用事業代理業者名	営業所又は事務所名	開設･廃止年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

当該連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し､その旨を備考欄に記載すること。

③　連合会が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該連合会が銀行代理業等(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法(昭和28年法律第227号)第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業､協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年第183号)第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業､法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業､水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。

(7)　子会社等の状況

イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数(うち連合会出身の者の数)	職員数(うち連合会出身の者の数)

						%	%	%	人 (　　)	人 (　　)

(記載上の注意)

1　子会社等(法第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。)について、子会社(法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。)、子法人等(第203条第1号に規定する子法人等であるもの(法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。)をいう。)及び関連法人等(第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。)に分けて記載すること。

2　役員数及び職員数のうち「連合会出身の者の数」は、連合会の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　(単位：千円)

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当連合会に対する債権			
	負債計			
	うち当連合会に対する債務			
	資本計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

(記載上の注意)

1　子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。

2　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

(8)　その他連合会の運営組織の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

第2　貸借対照表

別紙様式第2号(1)と同様とする。

第3　損益計算書

別紙様式第2号(2)と同様とする。

第4　キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）　キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー	
貸出金回収による収入	
預け金払出による収入	
貯金払出による支出	
貸出金利息収入	
貯金利息支出	
事業経費支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
小　　計	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

［間接法により表示する場合］　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー	

税引前当期利益(又は税引前当期損失)	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益(△は益)	
貸出金の純増(△)減	
預け金の純増(△)減	
貯金の純増減(△)	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
小　　計	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、作成を要しない。

2　法令等に基づき、又は連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第5　注記表

（記載上の注意）

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

項　　目	注　記　事　項
継続組合の前提に関する注記	第4章第3節第5款に規定する事項について記載すること。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬（びゅう）の訂正に関する注記	
貸借対照表に関する注記	
損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等（損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。）に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載する

	こと(連結計算書類を作成する連合会は、記載を要しない。)。
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

第6　附属明細書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）　附属明細書

(記載上の注意)

1　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。

2　各様式中の数値は、該当しない欄は「―」と、端数処理により正数を記載しない欄は「0」と記載すること。

3　各様式中、「当期増加額」及び「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

1　計算書類に関する事項

(1)　会員資本　　(単位：百万円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金				
うち後配出資金				
資本準備金				
再評価積立金				
利益剰余金				
利益準備金				
その他利益剰余金				
○○積立金				
○○積立金				
当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)				
処分未済持分				
合計				

(記載上の注意)

1　当期中に重要な増減があった場合は、その理由を注記すること。

2　目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を簡潔に注記するか又は当該事項が分かる資料を別途添付すること。

3　後配出資金の受入れのない連合会にあっては、後配出資金に関する事項を削除すること。

4　優先出資金を受け入れている連合会にあっては、「うち後配出資金」欄の次に欄を設けて記載すること。

(2)　固定資産　　（単位：百万円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	業務用							
	建物							
	構築物							
	車両							
	器具・備品							
	土地							
	リース資産							
	建設仮勘定							
	業務外							
	計							
無形固定資産	業務用							
	ソフトウェア							
	リース資産							
	その他の無形固定資産							
	業務外							
	計							
合計								

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。

(1)　事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額

(2)　上記(1)以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額

(3)　当期中に特別の理由により取得価額の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額

2　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の帳簿価額によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。

3　「償却累計率」欄は、取得原価に対する償却累計額の割合を記載すること。

4　「種類」欄は、該当しないものは削除するとともに、金額的重要性の乏しいものは一括して記載すること。

(3)　外部出資　　(単位：百万円)

出資先			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資						
		計				
系統外出資	株式					
	その他	農業信用基金協会				
	計					
子会社等出資	株式					
	その他					
	計					
合計						

(記載上の注意)

1　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の貸借対照表価額(外部出資等損失引当金を計上している場合にあっては、当該金額を控除する前の額)によって記載すること。

2　重要でないものについては、一括して記載することができる。

(4)　引当金等　　(単位：百万円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
外部出資等損失引当金					
相互援助積立金					
賞与引当金					
退職給付引当金					
役員退職慰労引当金					
金融商品取引責任準備金					

合　　計					

（記載上の注意）

1　「当期減少額」欄のうち、「その他」欄は、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を注記すること。

2　「種類」欄は、該当しないものは削除することができる。

(5)　子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務

イ　子会社等との取引　（単位：百万円）

会　社　名	収益総額	費用総額	摘要
合　　計			

（記載上の注意）

1　子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。

2　「摘要」欄は、主要取引科目等を記載すること。

ロ　子会社等に対する債権及び債務　（単位：百万円）

会社名	取引内容	債権			債務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額	当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額
	計						
	計						
合　　計							

（記載上の注意）

1　子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。

2　「取引内容」欄は、貸付金、事業未収金等債権、債務の内容が正確にわかるよう記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他取引」として一括して記載することができる。

3　債務保証を行っている場合は、「債権」欄に見返額を記載すること。

4　重要な貸付金又は借入金等で、特別な回収又は返済条件(期限、利率等)のものがある場合には、その内容を注記すること。

5　重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(6)　人件費及び物件費

イ　人件費　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
役　員　報　酬	
給　料　手　当	

うち賞与引当金繰入額	
福利厚生費	
退職給付費用	
役員退職慰労引当金繰入額	
合計	

（記載上の注意）

「給料手当」欄は、目的使用による賞与引当金戻入額を控除し、賞与引当金繰入額を加算した額を記載すること。

ロ　物件費　（単位：百万円）

科目	金額
事業推進費	
債権管理費	
旅費交通費	
業務費 会議費 接待・交際費 宣伝広告費 運送費 通信費 印刷・消耗品費 図書研修費 事務委託費 貯金保険料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
負担金 公課 支払賦課金 分担金 寄附金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
施設費 保守修繕費 保険料 水道光熱費 賃借料 消耗備品費 減価償却 施設負担金	

・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
雑　　費	
合　　計	

(7)　その他の重要な事項

（記載上の注意）

その他計算書類の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2　事業概況書に関する事項

(1)　役員に対する報酬等　　（単位：百万円）

区　　分	当期中の報酬等支払額	総会(又は総代会)で定められた報酬等限度額
経営管理委員		
理　　事		
監　　事		
合　　計		

（記載上の注意）

1　「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

2　報酬以外の金額については、その金額を「当期中の報酬等支払額」欄に括弧内書すること。

3　経営管理委員、理事及び監事に対する役員退職慰労金は、欄外に経営管理委員、理事及び監事とを区分してそれぞれの金額を記載すること。

(2)　役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			

（記載上の注意）

連合会を代表する理事、法第30条の2第5項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員(経営管理委員を除く。)及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

(3)　役員との取引　　（単位：百万円）

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘　要
	取引の種類	取引金額		
		当期取引額		
		当期首残高		
		当期末残高		
		当期増減(△)額		

（記載上の注意）

1　経営管理委員､理事又は監事との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。

2　総合口座取引における当座貸越､貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金の額を超えないものに限る。)、貯金その他の連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。

3　「取引の種類」欄は、貸出金及び債務の保証等債権・債務の内容が正確にわかるよう記載すること。

4　「当期取引額」欄は、当期発生した取引額を記載すること。

5　取引により発生した債権又は債務につき、期末に残高がある場合には､「当期首残高」､「当期末残高」及び「当期増減(△)額」欄について記載すること。

6　期末に債権及び債務の残高がない場合には､「当期首残高」､「当期末残高」及び「当期増減(△)額」欄は除いて記載すること。

7　債務の保証、手形裏書を行っている場合は､「取引金額」欄に見返額を記載すること。

8　経営管理委員、理事又は監事が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で連合会と理事、経営管理委員又は監事との利益が相反するものについては、当該経営管理委員、理事又は監事の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。また、当該理事、経営管理委員又は監事と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。

9　重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(4)　その他の重要な事項

（記載上の注意）

その他事業概況書の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第7　剰余金処分計算書

第　　年度(　　年　　月　　日)剰余金処分計算書

(単位：円)

科　　目	金　　額
1　当期未処分剰余金	
2　任意積立金取崩額	
・　・　・	
計	
3　剰余金処分額	
(1)　利益準備金	
(2)　任意積立金	
○○積立金	

・　・　・	
(3)　出資配当金	
普通出資に対する配当金	
後配出資に対する配当金	
(4)　事業分量配当金	
4　次期繰越剰余金	

(記載上の注意)

1　目的積立金の目的外の取崩金額は､任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること

2　目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載した場合は、その旨を注記し、記載を省略することができる。

3　出資配当については、配当率を出資の種類ごとに注記すること。

4　優先出資の配当のある連合会にあっては､出資配当金の内訳として「優先出資に対する配当金」を記載すること。

5　事業分量配当の基準を注記すること。

第8　損失金処理計算書

第　　年度(　　年　　月　　日)　損失金処理計算書

(単位：円)

科　　目	金　　額
1　当期未処理損失金	
2　損失金処理額	
(1)　任意積立金取崩額	
○○積立金取崩額	
・　・　・	
(2)　利益準備金取崩額	
(3)　資本準備金取崩額	
3　次期繰越損失金	

(記載上の注意)

損失金処理のうち、資産再評価法に基づく再評価積立金によるてん補があった場合は、2の「(3)　資本準備金取崩額」の次に「(4)　再評価積立金取崩額」を設けて記載すること。

第9　事業資産等の明細

①　貯金等

(単位：百万円)

種　　類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
払要求	当　座　貯　金				
	うち決済用貯金(A)				
	普　通　貯　金				
	うち決済用貯金				

	(B)				
	貯蓄貯金				
	通知貯金				
	別段貯金				
	うち決済用貯金(C)				
	計				
	うち決済用貯金(A+B+C)				
定期性貯金	定期貯金				
	定期積金				
	計				
合計					
譲渡性貯金					
預り先	会員				
	うち非営利法人				
	うち地方公共団体				
	会員以外				

（記載上の注意）

1　「うち決済用貯金」欄は、農水産業協同組合貯金保険法第51条の2第1項に規定する決済用貯金について記載すること。

2　外貨貯金及び非居住者円貯金の取扱いがある場合には、「定期性貯金」欄の次にそれぞれの欄を設けて記載すること。

3　「会員」欄は、連合会を直接又は間接に構成する者（法第10条第22項の規定によりこれらの者とみなされる者を含む。以下この様式において同じ。）から受け入れた貯金等の額を記載すること。

②　借用金

（単位：百万円）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
手形借入金					
証書借入金					
当座借越					
再割引手形					
合計					
借入先	農林中央金庫				

③貸出金

（単位：百万円）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸出金	貸付金				
	手形貸付金				
	証書貸付金				
	当座貸越				
	金融機関貸付				
	割引手形				
	合計				
貸出金貸出先	会員				
	うち非営利法人(地方公共団体を除く。)の貯金担保貸付				
	会員以外				
	地方公共団体				
	地方公社等				
	金融機関				
	その他				
	合計				

(記載上の注意)

1 「会員」欄は、連合会を直接又は間接に構成する者への貸出金の額を記載すること。

2 「地方公社等」欄は、法第10条第20項第1号及び第2号の規定による貸付けの額を記載すること。

3 金融機関への貸出金には、コールローン及び買入手形を含まない。

④ 預け金

(単位:百万円)

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統預け金	当座預け金				
	普通預け金				
	通知預け金				
	別段預け金				
	為替決済預け金				
	定期預け金				
	計				
系統外預け金					
譲渡性預け金					
合計					

(記載上の注意)

「系統預け金」欄は、農林中央金庫への預け金について記載し、それ以外は「系統

外預け金」欄に記載すること。

⑤　買入金銭債権

（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
コマーシャル・ペーパー				
抵　当　証　券				
合　　計				

（記載上の注意）

譲渡性預け金証書は、上記「④　預け金」の「譲渡性預け金」欄に記載すること。

⑥　金銭の信託

（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
指定金銭信託				
特定金銭信託				
指定金外信託				
特定金外信託				
合　　計				

⑦　有価証券

（単位：百万円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
国　　債				
地　方　債				
政府保証債				
金　融　債				
短期社債				
社　　債				
（銀行社債）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
（特別法人債）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
外国証券				
株　　式				
受益証券				
投資証券				
合　　計				

（記載上の注意）

1　「(銀行社債)」欄は、農業協同組合法施行令(以下業務報告書において「令」という。)第32条第1項第2号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。

2　「(特別法人債)」欄は、令第32条第1項第3号に規定する債券について記載すること。

3　「社債」欄は、令第32条第3項第3号に規定する債券及び上記1及び2の債券の合計額を記載すること。

⑧　商品有価証券

(単位：百万円)

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
商　品　国　債				
商　品　地　方　債				
商品政府保証債				
合　　計				

⑨　国債等の売買の媒介等業務実績

(単位：百万円)

種　　類	前期取扱高	当期取扱高	当期増減(△)額
国債証券先物取引			
合　　計			

⑩　国債等の窓口販売業務実績

(単位：百万円)

種　　類	前期販売高	当期販売高	当期増減(△)額
国　　債			
合　　計			

⑪　債務保証

(単位：件、百万円)

区　　分	会　　員		会員以外	
	件　数	金　額	件　数	金　額
(1)　貯金・定期積金を担保に徴して行われる保証				
(2)　金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証				
(3)　国税の徴収猶予・延納の担保又は国・政府関係機関との取引上の担保として行われる保証				
(4)　外国為替取引に伴って行われる保証又は手形の引受け				

(5)　その他の保証				
合　　計				

（記載上の注意）

(4)欄は、外国為替業務を実施している連合会のみ記載すること。

⑫　受託貸付金

（単位：百万円）

委　託　先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
合　　計				

（記載上の注意）

受託先を明記すること。

⑬　内国為替

（単位：件、百万円）

種　　類	仕　　向		被　仕　向	
	件　　数	金　　額	件　　数	金　　額
送金・振込為替				
代金取立為替				
雑　　為　　替				
合　　計				

⑭　外国為替

（単位：件、百万円、千ドル）

通　貨　別	仕向為替				被仕向為替			
	売渡為替		買入為替		支払為替		取立為替	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
円　　建								
外　貨　建								
合　　計								

（記載上の注意）

全ての対利用者外国為替取引について記載することとし、他の金融機関からの依頼に係る対利用者取引をも含めて記載すること。

第10　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）　単体自己資本比率の状況

（単位：百万円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				

普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				

意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)				
自己資本				
自己資本の額　((イ)－(ロ))　(ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				

中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率　　((ハ)／(ニ))	%		%	

(記載上の注意)

1　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(付表1)　資産(オン・バランス)項目のリスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	当期末				前期末			
		リスク・アセットの加重平均値(%)	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	リスク・ウェイトの平均値(%)	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
			資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額		資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額
		A(＝D／B)	B	C	D	A'(＝D'／B')	B'	C'	D'
1　現金	0								
2　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3　外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100								
4　国際決済銀行等向け	0								
5　我が国の地方公共団体向け	0								

6　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100								
7　国際開発銀行向け	0～100								
8　地方公共団体金融機構向け	10～20								
9　我が国の政府関係機関向け	10～20								
10　地方三公社向け	20								
11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100								
12　法人等向け	20～100								
13　中小企業等向け及び個人向け	75								
14　抵当権付住宅ローン	35								
15　不動産取得等事業向け	100								
16　三月以上延滞等	50～150								
17　取立未済手形	20								
18　信用保証協会等による保証付	0～10								
19　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10								
20　出資等	100～1250								
(うち出資等のエクスポージャー)	100								
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250								
21　上記以外	100～250								

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250								
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250								
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250								
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250								
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセン	150								

ト基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)									
(うち右記以外のエクスポージャー)	100								
22　証券化	—								
(うちSTC要件適用分)	—								
(うち非STC要件適用分)	—								
23　再証券化	—								
24　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—								
25　経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—								
26　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—								
合計(信用リスク・アセットの額)	—								

(注)

1　「12　法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況：[　　](利用していない＝0、利用している＝1)

2　標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引(信用リスク関連)に用いるリスク削減手法：[　　](用いない＝0、簡便手法＝1、包括的手法＝2)

上記において包括的手法(＝2)を使用する場合のボラティリティ調整率の種類：[　　](標準的ボラティリティ調整率＝1、自組合推計ボラティリティ調整率＝2)

3　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法：[　　](エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合＝0、用いる場合

＝1）

（記載上の注意）

1　本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2　本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3　「資産の額」については、その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

4　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の項目として記載する（保証人等の項目としては記載しない。）。

5　ローン・パーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

6　「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」は、除算をした上、四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）。

7　「11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

8　「12　法人等向け」には、「13　中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。

9　「13　中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。

10　「16　三月以上延滞等」には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

11　「18　信用保証協会等による保証付」は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする

12　「19　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

13　「21　上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）第48条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。

14　「22　証券化」の「STC要件適用分」は適格STC要件を満たすエクスポージャー、「非STC要件適用分」は適格STC不適用となったエクスポージャーを対象とする。

15　「24　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効

果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

16　「25　経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」には、土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入された額の合計額を記載する。

17 「26　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)」には、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットに算入されなかった額(減算された額)を記載する。

18　遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(付表2)　オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項　　目	掛　目(%)	当　期　末			前　期　末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
1　任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0						
2　原契約期間が1年以下のコミットメント	20						
3　短期の貿易関連偶発債務	20						
4　特定の取引に係る偶発債務	50						
(うち経過措置を適用する元本補塡信託契約)	50						
5　NIF又はRUF	50						
6　原契約期間が1年超のコミットメント	50						
7　信用供与に直接的に代替する偶発債務	100						

（うち借入金の保証）	100						
（うち有価証券の保証）	100						
（うち手形引受）	100						
（うち経過措置を適用しない元本補塡信託契約）	100						
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	100						
8　買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—						
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	100						
控除額（△）	—						
9　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100						
10　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100						
11　派生商品取引及び長期決済期間取引	—						
カレント・エクスポージャー方式	—						
派生商品取引	—						
外為関連取引	—						
金利関連取引	—						
金関連取引	—						
株式関連取引	—						
貴金属（金を除く。）関連取引	—						
その他のコモディティ関連取引	—						
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・	—						

	リスク)							
	一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)	―						
	長期決済期間取引	―						
SA―CCR		―						
	派生商品取引	―						
	長期決済期間取引	―						
期待エクスポージャー方式		―						
12　未決済取引		―						
13　証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分		0						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー		100						
合　　計		―						

(記載上の注意)

1　「4」及び「7」の内書き中の「経過措置」とは、平成22年3月31日前において当該組合の締結する元本補塡信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、平成19年3月31日前の自己資本比率の算出の例による場合を指す。

2　「8」内書き「控除額(△)」には、求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の8%に相当する額を下回ったときに、当該下回る額を8%で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産(オン・バランス)項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。

3　遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(付表3)　オペレーショナル・リスク相当額算出表　　(単位：百万円)

掛目	オペレーショナル・リスク相当額	直近1年間		左記の前1年間		左記の前1年間	
		粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)	粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)	粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)
15%							

(記載上の注意)

1　「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する(零の記載又は記載の省略はしない。)。

2　オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益(掛目後)」の直近3年間の平均値である。なお、「粗利益(掛目後)」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益(掛目後)」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

第11　大口信用供与の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）　大口信用供与の状況

同一人への信用供与等限度額	百万円：単体自己資本額(連合会の単体自己資本比率計算上の自己資本額［A］　百万円)×25%
	百万円：連結自己資本額(連合会の連結自己資本比率計算上の自己資本額［B］　百万円)×25%

			同一人自身への信用供与等			左の同一人と特殊の関係にある者(受信合算対象者)への信用供与等									合　計　額		
			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)					
			信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額
	連合会の信用供与等	コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引(債務の保証)															
		株式等															
		預け金															
		債券貸借取引支払保証金															
		買入手形															
		買入金銭債権															
		商品有価証券															
		金銭の信託															
		社債等															

与信側の合算信用供与等総額		外国為替																
		その他資産																
		オフバランス取引(コミットメント等)																
		派生商品取引																
		オフバランス取引(証券化)																
		計			(ア)													(イ)
	連合会の子法人等の信用供与等［名称］	コールローン																
		買現先																
		貸出金																
		債務保証見返																
		オフバランス取引(債務の保証)																
		株式等																
		預け金																
		債券貸借取引支払保証金																
		買入手形																
		買入金銭債権																
		商品有価証券																
		金銭の信託																
		社債等																
		外国為替																
		その他資産																
		オフバランス取引(コミットメント等)																

(ア)／［A］
＝＿＿＞25%
(ア)／［B］
＝＿＿＞25%
(イ)／［A］
＝＿＿＞25%
(イ)／［B］
＝＿＿＞25%

		派生商品取引															
		オフバランス取引(証券化)															
		計															
合計額		コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引(債務の保証)															
		株式等															
		預け金															
		債券貸借取引支払保証金															
		買入手形															
		買入金銭債権															
		商品有価証券															
		金銭の信託															
		社債等															
		外国為替															
		その他資産															
		オフバランス取引(コミットメント等)															
		派生商品取引															
		オフバランス取引(証券化)															
		計			(ウ)												(エ)

(ウ)／［A］
＝＿＿＞25%
(ウ)／［B］
＝＿＿＞25%
(エ)／［A］
＝＿＿＞25%
(エ)／［B］
＝＿＿＞25%

（記載上の注意）

1　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第16条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上されるもの並びに同条第2項及び第4項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものの区分ごとに額を記入すること。

2　同一人自身への信用供与等先ごとに、(ア)与信・受信各単体、(イ)与信単体・受信合算、(ウ)与信合算・受信単体、(エ)与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を［A］連合会単体自己資本額及び［B］連結自己資本額で除した数(%)を右端の各式に記入し、いずれか1つでも与信供与等限度額を超えるものについて提出すること。

3　本様式において、「与信側の合算信用供与等総額」の記入欄のうち「連合会の子法人等の信用供与等［名称］」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

4　本様式において、「左の同一人と特殊の関係にある者(受信合算対象者)への信用供与等」の記入欄のうち「(取引先名)」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

第12　自己資本の基準の状況　　(単位：百万円、%)

項目	金額又は比率
自己資本の額　①	
有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。)　②	
設備借入金その他の借入金の額　③	
リース債務の額　④	
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額　⑤	
規制対象固定資産の額　⑥　(②－③－④－⑤)	
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。)　⑦	
うち農業協同組合連合会への払込済出資金　⑧ うち農林中央金庫への払込済出資金　⑨ うち農業信用基金協会への払込済出資金　⑩	
規制対象外部出資の額　⑪　(⑦－⑧－⑨－⑩)	
自己資本不足額　⑫　(⑥＋⑪－①)	
比率　⑬　(①／(⑥＋⑪)×100)	

(記載上の注意)

1　この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。

2　「自己資本の額」欄は、第201条第1項に規定する自己資本の額を記載すること。

3　「外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。)」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額(時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。)を減じて得た額を記載すること。

第13　員外利用の状況

1　貯金等　　(単位：百万円、%)

	会員の当期平均残高 (A)	会員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
貯金等			

(記載上の注意)

1　「会員の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者から受け入れた貯金等の額の当期平均残高を、「会員以外の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者から受け入れた貯金等の額の当期平均残高を、それぞれ記載すること

2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

2　貸出金　　(単位：百万円、%)

	会員の当期平均残高 (A)	会員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
貸出金			

(記載上の注意)

1　「会員の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者への貸出金の額の当期平均残高を、「会員以外の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者への貸出金の額の当期平均残高を、それぞれ記載すること。

2　「会員以外の当期平均残高」欄は、法第10条第20項各号に規定する貸付けを除いた額の当期平均残高を記載すること。

3　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

4　法第10条第18項の規定による指定を受けている組合については、「会員の当期平均残高」欄中「当期平均残高」とあるのは、「貯金等合計額の当期平均残高」とする。

第14　監査報告

(記載上の注意)

法第36条第5項の規定に基づき、監事から提出された監査報告の写しを添付すること。